



KAWASAKI CITY
川崎市

外国市民们身边的市税介绍

中文版
中国語版

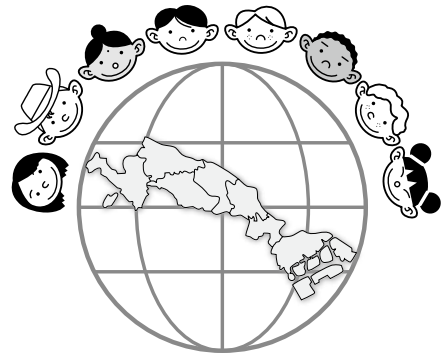
～外国人市民に身近な市税の案内～

向大家所征收的市税是川崎市为了举办与广大居民们息息相关的各种活动的重要财政来源。

本手册为了让居住在川崎市的广大外国人市民能够更了解市税而特此说明。

皆様から納めていただいた市税は、川崎市が住民の皆様にかかわりの深いさまざまな仕事を行うための重要な財源となっています。

このパンフレットは、川崎市にお住まいの外国人市民のために、市税についてご説明するものです。



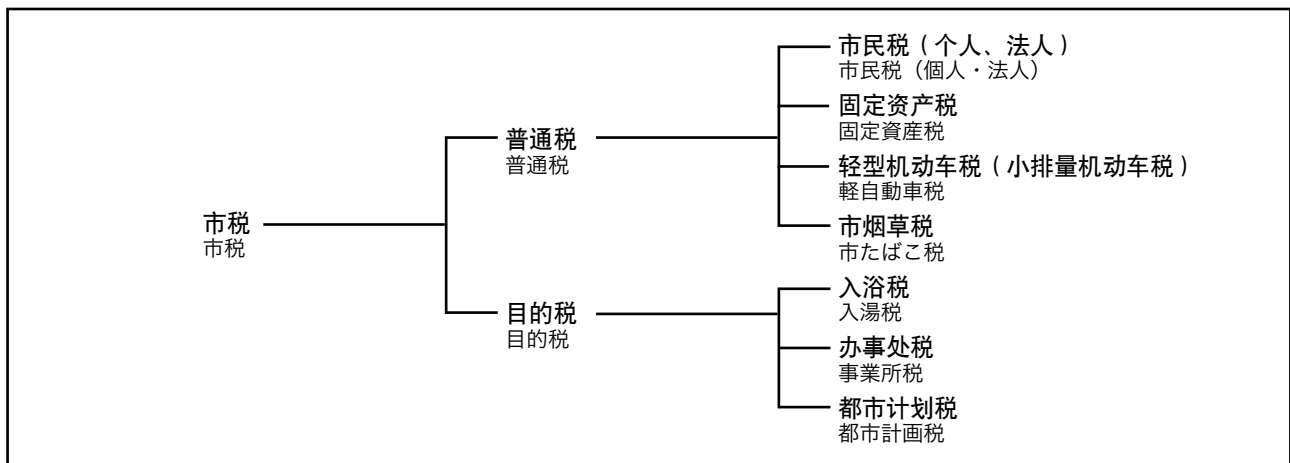
発行：川崎市財政局収納対策課（2009年12月）
発行：川崎市財政局収納対策課（平成21年12月）
TEL：044-200-2194 FAX：044-200-3909

1. 市税の種類

川崎市の市税情况如下所示：

1. 市税の種類

川崎市の市税は、次のとおりです。



※ 所谓“普通税”指征收来的税收，对其用途在法律及条例上没有特别的规定，可以当作任何工作所需经费使用。

※ 所谓“目的税”指征收来的税收，对其用途在法律及条例上有特别指定的税收。

※ **普通税**とは、納められた税金の使いみちが法律や条例で特別に決められていない税をいい、どのような仕事の費用にも充てることができます。

※ **目的税**とは、法律や条例により納められた税金の使いみちが特別に決められている税をいいます。

本《介绍》将针对外国市民们经常会涉及的“市民税（个人）”和“轻型机动车税（小排量机动车税）”为主要内容，另外就“缴纳市税的地点”、“截止纳税期限为止仍未缴纳市税时”的注意事项，及“当需要纳税证明书时”的情况加以说明。

この案内では、外国人市民の皆様特に身近な「市民税（個人）」と「軽自動車税」のあらまし、「市税を納めるところ」、「納期限までに市税を納めないとき」の注意、「市税の証明が必要なとき」についてご説明します。

2. 市民税（個人）

市政府希望由广大的市民来共同负担与全体市民的日常生活有着直接关系的各项行政服务所必需的经费。因此，该税收是最能代表这一本意的税金。市民税与县民税一起统称为“居民税”。根据上一年的收入予以征收。并且，从纳税申报到纳税结束为止均由市政府管理。

市民税有“平均分配”和“收入分配”之分。“平均分配”指不管收入的多少，均按照平均数计算出的数目予以纳税。“收入分配”指根据收入计算纳税额的予以纳税的方式。

○关于市民税（个人）纳税人的定义

即便是外国人，只要在1月1日仍居住于川崎市内，并且符合以下条件的人，均应缴纳市民税（个人）。

- ① 连续在日本居住1年以上的人
- ② 因就职关系，需要在日本居住1年以上的人。

另外，即使不居住在川崎市内，凡在川崎市内拥有事务所、办事处，或拥有房产者，仍需要按平均基数纳税。

○关于市民税（个人）的纳税方式

市民税（个人）的纳税方式分为“特别征收”和“普通征收”2种。

(1) 特别征收

凡在公司工作的人，通过公司得知纳税金额。年度的纳税金额将分成12等分，自6月到次年5月从每月工资中扣除，并由公司代为缴纳。

当离职或离开日本时，应主动向公司申请，将余下的未纳税的部分一并提前从工资中扣除。

2. 市民税（個人）

すべての住民の日常生活に直接結びついた行政サービスに必要な経費は、広く住民に負担していただくことが望ましく、市民税はこのような性格を最もよく表している税です。県民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれており、前年1年間の所得に応じて課税されます。なお、申告から納税までをまとめて市が取り扱います。

市民税は「均等割」と「所得割」に区別されます。「均等割」とは、所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。「所得割」とは、所得に応じて負担していただくものです。

○市民税（個人）を納める人

外国人の方についても、1月1日現在川崎市内に住んでいる人で、次に該当するときは市民税（個人）が課税されます。

① 1年以上継続して日本国内に住んでいる人。

② 1年以上日本国内に住むことを必要とする職業についている人。

なお、川崎市内に住んでいなくても、川崎市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人には均等割が課税されます。

○市民税（個人）の納め方

市民税（個人）の納め方には、「特別徴収」と「普通徴収」の2つの方法があります。

(1) 特別徴収

会社に勤めている人には、会社を通じて税額が通知されます。年税額を12回に分けて、会社が6月から翌年5月までの各月の給与から税額を差し引いて納めることになります。

会社を退職したり、日本国を出国したりするときには、未徴収の税額を一括して給与から差し引くように会社へ申し出てください。

(2) 普通征收

对于个体经营者或从公司离职后尚未拿到工资的人，将会收到区政府邮寄出的《纳税通知书》。根据此通知书于当年的6月份、8月份、10月份及次年的1月份，共分4次缴纳。请于各月份所规定的纳税截止日（同月的月末）之前完成缴税。

3. 轻型机动车税（小排量机动车税）

“轻型机动车税（小排量机动车税）”指凡在每年4月1日之时，拥有搭载发动机的电动自行车、小排量汽车、小型特殊汽车、2轮小型机动车（助动车）的所有人必须缴纳的赋税。税金的额度根据机动车的种类和排气量决定。

另外，轻型机动车税（小排量机动车税）的缴付根据区政府所邮寄的《纳税通知书》进行。且请在规定的纳税期限（一般为5月末）之前完成缴税。

4. 缴纳市税的地点

请于《纳税通知书》中所规定的纳税截止日期之前，持《缴纳单》到金融机构、邮政储蓄银行及邮政局、便利店进行缴纳。

5. 截止纳税期限为止仍未缴纳市税时

当截止纳税期限为止仍未能缴纳者，将收到来自市政府或区政府邮寄出的《催款单》，并且有可能受到用财产抵押等的处罚。

另外，除了原本应缴纳的税金以外，还将另外征收拖欠的滞纳金。

6. 当需要市税的《纳税证明书》时

○纳税证明书

当需要《纳税证明书》等材料时，可以到区政府（市民税科会计管理系）的窗口办理。届时请携带能够证明本人身份的证件（外国人登记证、护照、驾照等）。

每办理一件需要支付300日元的手续费。

(2) 普通徴収

個人事業者や会社を退職して給与の支払いを受けていない人には、区役所から納税通知書が送付されます。この通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

3. 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人に課される税です。税額は車種及び排気量などにより定められています。

また、軽自動車税は、区役所から送付される納税通知書により、定められた納期限（通常は5月末日）までに納めていただきます。

4. 市税を納めるところ

納付書をお持ちのうえ、納税通知書に記載された納期限までに、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでお納めください。

5. 納期限までに市税を納めないとき

納期限までに市税を納めないと、市役所又は区役所から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。

また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も合わせて納めていただくこととなります。

6. 市税の証明書が必要なとき

○納税証明書

「納税証明書」などが必要なときは、区役所（市民税課会計管理係）の窓口に、本人確認ができるもの（外国人登録証明書、パスポート、運転免許証など）をお持ちください。

手数料は1件につき300円です。

7. 关于市税的咨询

如对于市税有疑问的，请向以下单位咨询：

咨询内容 問い合わせ内容	咨询单位 問い合わせ先
证明书及轻型机动车税等事宜 証明書や軽自動車税などのこと	区政府市民税课会计管理系 区役所市民税课会计管理係
关于市民税（普通征收）的事宜 市民税（普通徴収）のこと	区政府市民税课市民税系 区役所市民税課市民税係
关于市民税（特别征收）的事宜 市民税（特別徴収）のこと	市政府财政局市民税课 市役所财政局市民税課

市政府、区政府的电话号码如下：

市役所、区役所の電話番号は次のとおりです。

・川崎市市政府 川崎市役所	Tel：044-200-2111（总机） （代表）	・川崎区区政府 川崎区役所	Tel：044-201-3113（综合） （综合）
・幸区区政府 幸区役所	Tel：044-556-6666（综合） （综合）	・中原区区政府 中原区役所	Tel：044-744-3113（综合） （综合）
・高津区区政府 高津区役所	Tel：044-861-3113（综合） （综合）	・宫前区区政府 宫前区役所	Tel：044-856-3113（综合） （综合）
・多摩区区政府 多摩区役所	Tel：044-935-3113（综合） （综合）	・麻生区区政府 麻生区役所	Tel：044-965-5100（综合） （综合）

●有关国税（所得税、消费税、赠送税等）内容，请向以下单位咨询。

●国税（所得税、消費税、贈与税のことなど）に関する問い合わせ先

・川崎南税务署（居住于川崎区、幸区的居民） 川崎南税務署（川崎区、幸区に住んでいる人）	Tel：044-222-7531
・川崎北税务署（居住于中原区、高津区、宫前区的居民） 川崎北税務署（中原区、高津区、宮前区に住んでいる人）	Tel：044-852-3221
・川崎西税务署（居住于多摩区、麻生区的居民） 川崎西税務署（多摩区、麻生区に住んでいる人）	Tel：044-965-4911

●关于县税（机动车税、办事处税等）的内容，请向以下单位咨询：

●県税（自動車税、事業所税のことなど）に関する問い合わせ先

・川崎县税务所（居住于川崎区、幸区的居民） 川崎県税事務所（川崎区、幸区に住んでいる人）	Tel：044-233-7351
・高津县税务所（居住于中原区、高津区、宫前区的居民） 高津県税事務所（中原区、高津区、宮前区に住んでいる人）	Tel：044-833-1231
・麻生县税务所（居住于多摩区、麻生区的居民） 麻生県税事務所（多摩区、麻生区に住んでいる人）	Tel：044-952-1500

◎財団法人 川崎市国際交流会

(<http://www.kian.or.jp/index.html>)

中原区木月邸园町 2-2

川崎市国際交流中心

Tel：044-435-7000

对于每天生活中所存在的困扰，提供多语种的免费咨询。

咨询时可以对应的语种有：英语、中文、葡萄牙语、韩语・

朝鲜语、西班牙语、他加禄语

※ 根据语种规定具体咨询日期。

◎財団法人 川崎市国際交流協会

(<http://www.kian.or.jp/index.html>)

中原区木月祇園町 2-2

川崎市国際交流センター

Tel: 044-435-7000

毎日の生活でお困りになっていることなどについて、多言語による無料相談を行っています。

相談を行っている言語：英語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タガログ語

※なお、言語により相談の曜日が決められています。